

家畜飼養者は飼養衛生管理基準の遵守をお願いします！ 中央家畜保健衛生所

家畜飼養者は、疾病の発生を予防するため、**飼養衛生管理基準**を遵守することが義務付けられています。

特に下記の項目については、農場に病原体を持ち込ませないために重要な内容です。今一度、自農場の対策を確認し、疾病を発生させない万全の状態を保つようお願いします。



農水 飼養衛生管理基準について(HP)

全畜種共通で重要な疾病侵入防止対策

○農場出入り車両の消毒等

車両は、出入口で消毒し、農場専用フロアマット等により交差汚染を防止。

○農場入退場時と畜舎・鶏舎に出入り時の手指消毒

○農場専用衣服と靴の設置

農場専用の衣服と靴を入口に設置し、農場内では専用の衣服と靴を着用。

○畜舎・鶏舎専用靴の設置

畜舎・鶏舎の入口に専用靴を設置し、畜舎・鶏舎内では専用靴を使用。



鶏・豚飼養農場において追加で重要な疾病侵入防止対策

○野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕

鶏舎・豚舎、飼料保管庫、堆肥舎、死体保管庫等には、網目2cm以下の防鳥ネット等を設置し、定期的に点検し、破損がある場合はすぐ修繕。

家畜排せつ物の適正管理をお願いします！ 中央家畜保健衛生所

畜産業を営む者（対象となる規模：※）は、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、**家畜排せつ物の適正管理**が義務付けられています。

※牛：10頭以上、豚：100頭以上、鶏：2,000羽以上、馬：10頭以上の飼養者

畜産業者は、下記の管理基準に従って、家畜排せつ物の適正な管理と利用促進に努めてください。

- ① 処理・保管施設の構造に関する基準（汚水が地下浸透しない構造）
- ② 管理の方法に関する基準（施設の点検・修繕、送風装置等の維持管理）
- ③ 排せつ物の発生量及び処理量の記録

※簡便な記録様式がありますので、農水（HP）を参考にしてください。

○田畑に堆肥を使う際は、適切に堆肥化されたものを使い、すぐにすき込むようにしてください。

※堆肥をすき込んでも、作物を作らなければ、不法投棄とみなされる場合があります。

○降雨時に、糞尿・堆肥に雨があたり流出しないように注意！

○上記飼養規模に該当しない家畜飼養者においても適正管理は重要です。

野積み等がないよう適正管理に努めてください。

長崎県では堆肥流通を推進するため、堆肥需給者や流通業者のリストを作成していますので、長崎県庁ホームページ「耕畜連携（マッチング）」をご活用ください。



農水 家畜排せつ物法管理基準(HP)



長崎県 堆肥需給者ネットワーク(HP)